

四万十町地域公共交通活性化協議会会計規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、四万十町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、四万十町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、国等からの補助金並びに負担金、繰越金及びその他収入をもって充てる。また、協議会の事業及び事務に係る費用をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始後最初の協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（予算区分）

第3条 歳入予算の区分は、次のとおりとする。

- （1）負担金
- （2）補助金
- （3）繰越金
- （4）諸収入

2 歳出予算の区分は、次のとおりとする。

- （1）事業費
- （2）事務費

（出納及び現金等の保管）

第4条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第5条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続き）

第6条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、四万十町の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

- （1）予算整理簿
- （2）前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第7条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の収支決算書を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第10条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は会長が別で定める。

附 則

この告示は、令和7年6月16日から施行し、令和6年4月1日から適用する。